

令和3年9月29日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市長 三好 昇

家庭保育の協力依頼期間の終了と今後の対応について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

北海道の緊急事態宣言が9月30日(木)をもって解除される予定です。このことを受け、これまでお願いしていた家庭保育の協力依頼についても9月30日(木)で終了し、あわせて登園しなかった日数に応じた保育料の減額措置も終了することといたします。

皆様のご協力により、現時点では市内の新規感染者が抑制できている状況が継続していますことを大変感謝しております。

今後においても新型コロナウイルス感染症に対する継続的な対策が必要です。通常保育の再開後も各施設における感染防止のための取組に対しまして、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、今後の施設利用につきましては、あらためて下記の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 施設への連絡について

お子様や同居家族が次に該当する場合は、必ず施設にご連絡してください。その際には、施設からの聞き取りにご協力をお願いいたします。

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査等の対象者となった場合（②に該当する場合及び任意の検査を除く）
- ④ 発熱・咳等の風邪症状があり、体調不良の場合（新型コロナウイルスの感染が疑われる場合）

2 市への情報提供について

施設から市へ上記の情報を提供することにご了解ください。提供された情報は新型コロナウイルス感染症対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

3 施設をお休みいただく期間について

「1施設への連絡について」に該当する場合は、下記の期間はお休みいただきますようお願いいたします。

No.	状 況	お子様がお休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した	治癒または保健所から指導のあった健康観察期間
②	同居家族が感染した・お子様が濃厚接触者となった	感染者と最後に濃厚接触した日から2週間または保健所から指導のあった健康観察期間

③	同居家族が濃厚接触者となった	保健所から指導のあった健康観察期間 (本来、お子様に行動の制限はありません。感染拡大回避のための措置としてご理解ください。)
④	お子様や同居家族がPCR検査等を受ける(②及び③に該当する場合や任意の検査を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間
⑤	お子様や同居家族に発熱、咳等の風邪症状があり体調不良(新型コロナの感染が疑われる場合)	発熱、咳等がなくなり24時間以上経過するまでの間

4 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

「3施設をお休みいただく期間について」に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。

保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から江別市への申請は不要です。返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

【計算式】

減額後の保育料 = 保育料(月額) × 「3施設をお休みいただく期間について」に該当し、休んだ期間を除く開園日数 ÷ 25日(10円未満端数切捨て)

5 その他

(1) 施設を利用するお子様や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、保健所の調査の結果により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきいただくとともに、休園の際には家庭保育等のご協力をお願いいたします。

(2) お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、保育所等をお休みさせていただきます。

(3) 万が一、他のお子様や保護者等、保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようにご配慮をお願いいたします。

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030(直通)
--